

令和5年8月16日

「当座勘定規定」および「当座勘定規定（専用約束手形口用）」改定のお知らせ

平素から、愛知信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当金庫は「当座勘定規定」および「当座勘定規定（専用約束手形口用）」を下記のとおり改定しますので、お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承くださいませよう、よろしく願いいたします。

記

1. 改定日

令和5年8月23日（水）

2. 改定する規定

「当座勘定規定」および「当座勘定規定（専用約束手形口用）」

3. 主な改定内容

「当座勘定規定」第9条および「当座勘定規定（専用約束手形口用）」第10条における支払いの範囲の条項に、手形・小切手の資金決済への充当時限を記載。

詳細は次頁以降の「新旧対照表」をご覧ください。

<本件に対するお問い合わせ>

愛知信用金庫 業務統括部 TEL 052-446-5201

以上

当座勘定規定 新旧対照表

※改定部分のみ抜粋

新	旧
<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>（3）</u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第9条（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（2）</u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

以 上

当座勘定規定（専用約束手形口用） 新旧対照表

※改定部分のみ抜粋

新	旧
<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（2）呈示された手形、小切手は、呈示日の15時までに当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降に入金した資金を支払いに充当することもできるものとします。</u></p> <p><u>（3）</u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>	<p>第10条（支払の範囲）</p> <p>（1）呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を負いません。</p> <p><u>（2）</u>手形、小切手の金額の一部支払はしません。</p>

以 上